

高齢者虐待防止のための指針

株式会社 向日葵

小規模多機能ホームたんぽぽ

1. 基本方針

小規模多機能ホームたんぽぽ（以下「事業所」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえると共に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号、以下「高齢者虐待法」という。）に規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

2. 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を言うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

※高齢者虐待類似型（例）に関しては別紙 1 に記載する。

3. 虐待防止のための具体的措置

(1) 虐待防止責任者の配置

管理者は、虐待防止責任者となり、虐待の未然防止に率先して取り組む。管理者は人権を擁護する高い意識を持ち、風通しの良い開かれた事業運営のために職員とともに取り組む。

(2) 虐待防止受付担当者の配置

現場における虐待防止のリーダーとして、虐待防止受付担当者をあてる。虐待防止受付担当者は職員一人ひとりに対して、虐待防止の意識付けを図り、虐待防止チェックリストから抽出された課題に沿った研修を行うなど、虐待防止に取り組む。また、ヒヤリハット報告や自己報告については事故等の再発防止に取り組む。

(3) 虐待防止委員会の設置

利用者の安全と人権を擁護し、事業所内の虐待防止を図るため、虐待防止委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

虐待防止委員会には、虐待防止責任者、虐待防止受付担当者から構成する。

(4) 虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会は原則として年二回以上開催し、次のことを協議する。

- 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 虐待防止マニュアルの作成、周知に関すること
- 虐待防止チェックリストの作成、活用及びモニタリング。分析に関すること
- 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備やストレスマネジメントに関すること
- 虐待等について、利用者や家族等から苦情相談に関すること
- 職員が虐待等を把握した場合に、市への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(5) 職員研修の実施

- ① 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

- ② 具体的には、次のプログラムより実施する

- ア 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- イ 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
- ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- エ 早期発見・事実確認と報告の手順
- オ 発生した場合の改善策

- ③ 研修の開催は年一回とし、新規採用時には必ず実施する。

- ④ 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録する

(6) その他の取り組み

- ① 提供する居宅サービスの点検と、虐待に繋がりかねない不適切なケア

の発見・改善

- ② 職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- ③ 本指針等の定期的な見直しと周知

(7) 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに市へ報告しなければならない。

(8) 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は求めに応じていつも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。